

令和元年度第 1 回 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 会議結果概要

開催日時	令和元年 8 月 6 日（水）18 時から 20 時 30 分
開催場所	鎌倉市役所 全員協議会室
出席者	〔推進委員会委員〕 ○10 名出席 （1 名代理出席：蔵品委員の代理として古塩委員、 5 名欠席：湯浅委員、白田委員、宇高委員、大津委員、小田委員） 〔鎌倉市障害者福祉計画推進会議 幹事委員〕 ○6 名出席（1 名欠席：石川委員） 〔事務局〕 ○3 名出席 以上 19 名出席 「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 委員名簿」を参照 〔傍聴者〕 ○1 名
配布資料	【配付資料】 ・鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿 ・平成 30 年度第 2 回障害者福祉計画推進委員会会議結果概要 ・（資料 1）平成 30 年度（2018 年度）障害者福祉計画推進状況報告書（案） ・（資料 2-1）アンケート調査概要 ・（資料 2-2）アンケート調査項目
会議概要	1 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の正副委員長の選出について 推進委員会の条例の施行規則 2 条に則り、委員長に岸川委員、副委員長に寺田委員を推薦によって選出。 また、委員の委嘱について、令和 4 年 3 月 31 日まで 3 年間の任期が確認された。 2 障害者福祉計画推進会議及び推進委員会について 事務局より、障害者福祉計画推進会議及び推進委員会について、説明。 （委員からの意見等） 特になし。 3 平成 30 年度障害者福祉計画推進状況報告書（案）について （1）障害者二千人雇用事業の取組について 幹事より、障害者二千人雇用事業の取組について、資料 1 P. 14～15 に基づき説明。

会議概要 (続き)	(委員からの意見等) ・(委員) 鎌倉市におけるワークステーションかまくら(以下、ワークステーションという。)の位置付けが分からない。横須賀市では、切り出した仕事だけをするのではなく、各職場に派遣する等、次の段階を考えている。ワークステーションから、役所の非常勤職員(障害者雇用枠)に応募して、一般就労しようとする人もいる。鎌倉市障害者二千人雇用センター(以下、雇用センターという。)でも、次の段階を検討してはどうか。 ・(幹事) ワークステーションと雇用センターが連携し、3年を目処に企業等の一般就労に移行することを前提に支援や指導、相談等を行っている。雇用センターのスタッフとワークステーション内の支援員が定期的に話し合いの場を持ち、適性に合った就労先の調整を進めている。 ・(委員) 鎌倉市障害者二千人雇用事業は、障害者基本計画に則った市の単独事業なので、14ページの表記について「参考」とするのではなく、雇用センターとワークステーションの実績を併記すべき。この短期間で、一般就労者数が7人というのはすごい。職場定着支援の実績である18人の内訳は、雇用センターを経由して一般就労した7人とその他11人と考えてよいか。 ・(幹事) 18人のうち、国の制度の対象外で、サポートを希望した方が含まれている。 ・(委員) 国の就労定着支援の対象とならない方や国の制度の上限である3年を過ぎた方に対して、雇用センターが支援していくのか。 ・(幹事) そうである。 ・(委員) 13ページ「2-7-2 雇用の状況」の表記は、50人以上ではなく、45.5人以上の事業主の誤りでないか。 ・(事務局) 確認して、修正する。 ・(委員) 62ページのア 課題「市内就労移行事業所の利用者数が少ない。」という表記は適切でない。また、事業者毎の就労定着率を載せた方がよい。利用者が事業所を選ぶときにどの事業所がよいか、どの程度の就労定着率があるのか、事業所毎に知ることができる。過去のアンケートから、個人ごとの意向等进行分析してはどうか。 ・(事務局) アンケート調査は無記名なので、性別と年齢は分かるが、誰がどう答えたかというのは追えない。 ・(委員) 無記名でも、どこのエリアに住んでいるかは分かるのか。 ・(事務局) 分かる。 ・(委員長) 鎌倉市障害者二千人雇用事業の二千人という概念について、生活介護と地域活動支援センターも含まれるということに、他の委員から意見はないか。 ・(委員) 一概に生活介護事業の利用者は就労意欲が低いとは言えないが、分けてカウントすることが大事。事業者の都合や支給決定で左右されてしまうが、利用者によっても、どこでどういう仕事をしたいという希望がある。事業者としても、生活介護の方が報酬的には有利な点があり、就労系の事業では職員配置等運営が厳しくなるという事情もあったりするので、制度上の問題もあるかと考えている。その辺を加味して、障害者本位あるいは見て分かりやすいまとめ方をしていく必要がある。 ・(幹事) 障害者二千人雇用事業における就労者の捉え方については、これまでも市議会
----------------------	--

会議概要 (続き)	の質疑の中でも考え方を答弁している。この事業には、鎌倉として共生社会を目指していくというさらに大きな枠組みがある。また、障害者の社会参画を考えると働くことで多少なりの工賃で収入を得ているということが励みになって社会に出るモチベーションにもなっていることもある。一般就労が障害者すべての方のゴールではないので、個人の能力や環境に応じた働き方が出来て、収入を得ている方であれば、市としては二千人雇用事業の対象として捉えようという事で進めている。記載の変更について、委員からの意見があれば対応したい。 ・(委員) 鎌倉市の一般就労者数が 624 人というのは、とても前進したと思った。市内の事業所へ調査をしたのであれば、ハローワークの表を表記する必要はないのでは。また、ア 課題「市内就労移行事業所の利用者数が少ない。」というのは、はっきり言って鎌倉には魅力がないので、大きい企業のある藤沢市や上大岡まで行っている。これからは就労定着支援がとても重要で、雇用センターでどう支援するかによって定着率が伸びていく。今回一般就労した 7 人の定着率 100%を目標にやってもらいたい。 ・(委員) 鎌倉の事業所は就労先との繋がりが比較的ないので、利用者が減っていることや支援体制が強くないことが課題。支援してすぐ次のステップに行くという事で、安定的な経営が出来ず、事業所として成り立っていない部分もある。人材を確保し、就労に向けて取り組む人材を育てないといけませんが、報酬の問題で、さらに手が挙がらず、事業が進まないという経過がある。市としては、総合的に就労支援を進めて行く上でその部分をどうするかということが大きな課題である。 (2) 障害児支援の提供体制の整備等について (資料 1 P. 63～65) 事務局及び幹事より、障害児支援の提供体制の整備等について、資料 2 に基づき説明。 (委員からの意見等) ・(委員) 児童発達支援は、未就学児が対象か。就学児の支援を担うこともあるか。 ・(幹事) 児童発達支援は、未就学児を対象としている。横浜市のように他の機能を組み込んで、学齢児の相談等も行っているところもある。発達支援室では、就学児の相談も受けることがある。 ・(委員) 発達支援室、あおぞら園について、どのような資格を持つ職員がどういった指導をしているのか教えてほしい。 ・(事務局) あおぞら園については、基本的に保育士と児童支援員。発達支援室は、事業所としての児童発達支援センターあおぞら園という機能を持ち、そこへ保育士、児童指導員、保健師と栄養士を配置し、支援を行っている。市の単独事業である、専門職の支援は、あおぞら園と福祉センター内の 2 箇所で実施をしており、そこでは言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、心理士、保育主事と指導員が相談支援を行っている状況である。巡回相談では職員が直接、市内の幼稚園や保育園に行き、支援が必要なお子さんについて保育園や幼稚園の相談や助言等をしている。 ・(委員) 重症心身障害者に支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 箇所以上作るというのは既にできているが、相談支援専門員は受け入れについて十分に整備されていると考えているのか。
----------------------	--

会議概要 (続き)	・(幹事) 看護師の配置をし、受け入れを少しずつ進めている。契約まで至っているが、実際の利用には結び付いていない方もいると聞いている。市としては受け入れを進める働きかけをし、引き続き事業が確立していくように働きかけて行きたい。 ・(委員) 報告については、クオリティーの部分というのが表しにくい特徴がある。地域ならではの実体を踏まえ、令和 2 年度までに医療的ケアを必要としている児童に対する支援の拡充を図ってほしい。 ・(委員) 65 ページの「医療的ケア児支援のための協議の場の設置」について、もっと具体的には書いてあると、取り組みの進み具合が実感として分かると思う。 ・(事務局) 今年度 8 月 1 日に委嘱手続きをし、年二回の会議を予定している。一回目は 10 月に開催する。 (3) 障害福祉サービス等の見込量について (資料 1 P.66～78) 事務局より、障害者二千人雇用事業の取組について、資料 2 に基づき説明。 (委員からの意見等) ・(委員) 重度訪問介護の事業者が鎌倉市に出来たのか。 ・(事務局) 鎌倉市に事業所自体は元々ある。 ・(委員) 重度訪問介護は居宅介護の指定を取る時に一緒に取れる。実際は重度訪問介護事業を行っていないのであれば、表記しない方が良い。 ・(事務局) 平成 30 年度の実績は横浜市の事業所が 1 箇所である。今年度は、藤沢市と横浜市の 2 事業所で合計 3 人が実績となっている。 ・(委員) 鎌倉市に事業所が 30 箇所もあると誤解してしまうので、表現を変えるべき。指定を受けてはいるが営業はしていないことを書かなくてはいけない。 ・(委員) かまくら共生条例の個別事業は「事業完了」ではなく、これから事業を進めるの「継続」とすべき。 ・(事務局) 条例を制定するという事業内容だったので、制定した事で、「事業完了」とした。それに基づいて続けてやっていく。 ・(幹事) 事業の内容はかまくら共生条例の制定としている。スライドする形で「共生の意識形成のための周知・啓発」という事業が条例に基づいて新しく始めたので、完了という観点であった。条例に基づいた事業を新たに始めたということで表記している。 ・(委員) わかりやすい表記として欲しい。 ・(幹事) 書き方について、修正する。 4 障害者福祉計画策定に係るアンケート調査の実施について (資料 2-1、2-2) 事務局より、障害者二千人雇用事業の取組について、資料 2 に基づき説明。 (委員からの意見等) ・(委員) 全体がまだ把握できていないが、65 歳以上でも障害福祉サービスを受けられ、介護との併用も出来るので、どう調査していくか検討すべき。
----------------------	---

会議概要 (続き)	・(委員) 知的障害の入所施設(定員 50 名)で、平均年齢が 60 歳近い。85 歳(最年長)の利用者もいる。年齢の枠を作らないで、考えていかなければならない。 ・(委員) 18 歳以上については、年齢で分けるのは好ましくない。年齢に関係無く、行った方がいいのでは。 ・(事務局) 無作為に行うと、かなりの割合が 65 歳以上になってしまう。また、前回調査では、18 歳以上の回答者の 40%が 65 歳以上だった。よって今回は、障害者総合支援法のサービスを利用する若年の方の生活実態やニーズがあるかを重点に置いて行ってみてはどうかと考えている。 ・(委員) 回答者が家族の立場か、本人の立場かによって内容も違うと思うので、本人のニーズを知るのは非常に難しい。データの数値だけではなく、結果を分析し、そこから何が読み取れるのか、年齢ごとの課題は何かを汲み取って、計画に繋げていくことが大事である。この委員会の意見としては、特に操作せずにアンケート調査を実施した方が良いと捉えて欲しい。 ・(事務局) 操作と言ったら誤解がある。障害福祉サービス計画を作る為の材料という目的があり、どう戦略を練るかいうところで考えた。前回の調査の時は確かに高齢者の方は内容が介護保険と混同している答えがあったので、ターゲットを絞った方が良いかと提案した。 ・(委員) ただ国が示しているからではなく、質問項目をどういう目的で作っているのかという質問の意図が大事。他市の状況も参考にしながら作るのが適切かと思う。 ・(事務局) 報告書について、委員の意見を反映し、修正する。委員長と協議の上、確定としたい。ホームページへの公開と委員へ送付する予定である。 5 その他 ・平成 30 年度障害者福祉計画推進状況報告書(案)について、メール、FAX、または電話にて意見があれば 8 月 23 日までに受け付けたい。 ・令和元年第 2 回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会は、令和 2 年 2 月もしくは 3 月の開催予定。 以上
----------------------	--